

議員提出議案第 1 号

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例について

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 9 日提出

尼崎市議会議員	眞	田	泰	秀	
同	波	多	正	文	
同	安	浪	順	一	
同	福	島	さ	と	り
同	土	岐	良	二	
同	林		久	博	
同	川	崎	敏	美	
同	綿	瀬	和	人	
同	都	築	徳	昭	

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
(昭和 3 1 年尼崎市条例第 2 1 号)の一部を次のように改正する。

付則第 1 項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則第 2 項に
見出しとして「(議員報酬の内払)」を付し、付則第 3 項に見出しと
して「(尼崎市報酬、費用及び実費弁償条例の廃止)」を付し、付則
第 8 項を付則第 9 項とし、付則第 5 項から第 7 項までを 1 項ずつ繰り
下げ、付則第 4 項を付則第 5 項とし、同項の前に見出しとして「(期
末手当の額の特例)」を付し、付則第 3 項の次に次の 1 項を加える。

(議員報酬の額の特例)

- 4 令和 2 年 7 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの間に限り、第 2 条
第 1 項の規定の適用については、同項中「7 9 7, 0 0 0 円」とあ
るのは「7 9 7, 0 0 0 円に 1 0 0 分の 9 0 を乗じて得た金額」と、

「717,000円」とあるのは「717,000円に100分の90を乗じて得た金額」と、「640,000円」とあるのは「640,000円に100分の90を乗じて得た金額」とする。ただし、第5条第2項の規定を適用する場合は、この限りでない。

付 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(説 明)

新型コロナウイルス感染症対策に寄与するため、議員報酬を減額するにあたり、条例改正が必要であることから、本案を提出する。